

官報

平成九年四月十七日

○第四百十回 参議院會議録第十九号

平成九年四月十七日(木曜日)

午後二時三十一分開議

○議事日程 第十九号

平成九年四月十七日

午後二時三十分 本會議

第一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(斎藤十朗君) これより會議を開きます。

日程第一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
まず、委員長(報告)を求めます。日米安全保障

条約の実施に伴う土地使用等に関する特別委員長 倉田寛之君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(倉田寛之君登壇、拍手)

○倉田寛之君 ただいま議題となりました法律案の審査の経過及び結果につきまして御報告申し上げます。

本法律案は、日米安全保障条約に基づく義務を的確に履行するため、我が国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊の用に供するため所有者等との合意または日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の規定により使用されている土地等で、その使用期間の末日以前に必要な権利を取得するための手続が完了しないものにつき手続完了までの間の暫定使用ができるようにしようとするものであります。

その主な内容は、第一として、内閣総理大臣が使用の認定をした土地等については、使用期間の末日以前に裁決の申請等をした場合、損失補償のための担保を提供して、明け渡し裁決による明け渡し期限までの間引き続き暫定使用ができるものとする。

第二として、担保の提供は、暫定使用期間中の六月ごとに補償損失額に見合う金銭を供託して行い、暫定使用の間の損失補償は土地収用法の補償に準じて行うこと。

第三として、本法律の施行日前に必要な権利を取得するための手続が完了していない土地等で裁決の申請等を行っているものについても、経過措置として暫定使用できるものとする等でありました。

本法律案は、四月三日に国会に提出され、十一日に衆議院からの送付を受け、同日、本會議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託されました。

委員会におきましては、同日、久間防衛庁長官から趣旨説明を聴取し、十四日から質疑に入り、橋本総理大臣ほか関係大臣に質疑を行うとともに、十六日には参考人からの意見を聴取いたしました。

委員会における質疑の主な内容としたしましては、土地の暫定使用制度の必要性、本法律案が憲法第九十五条に規定する地方自治特別法に該当する可能性、収用委員会の裁決と公共性の判断、損失補償の性格、憲法第二十九条が保障する財産権との関係といった法案についてのものほか、日米安保条約の意義、駐留米軍の規模、構成及び海兵隊駐留の必要性、東アジアの軍事情勢、冷戦後の日本の防衛体制のあり方、沖縄の米軍射撃訓練の本土移転、沖縄振興策など多岐にわたりました。その詳細は會議録に譲ります。

十七日、本法律案に対する質疑を終了いたしましたところ、民主党・新緑風会の前川委員より本法律案を五年の時限立法とする旨の修正案が提出されました。

次いで、原案及び修正案を一括して討論に入りましたところ、社会民主党・護憲連合を代表いたしました田委員より原案及び修正案に反対、自由

民主党を代表いたしました加藤委員より原案に賛成、修正案に反対、日本共産党を代表いたしました笠井理事より原案及び修正案に反対、平成会を代表いたしました益田委員より原案に賛成、修正案に反対、民主党・新緑風会を代表いたしました本岡委員より修正案に賛成の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終わって、採決いたしましたところ、修正案は賛成少数で否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本委員会の審査を踏まえ、泉理事より、自由民主党、平成会、社会民主党・護憲連合、民主党・新緑風会、自由の会及び太陽の共同提案による四項目から成る附帯決議案が提出され、本委員会の決議とすることに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 本案に対し、竹村泰子君から、成規の賛成者を得て、修正案が提出されております。

この際、修正案の趣旨説明を求めます。竹村泰子君。

(議案は本号末尾に掲載)

(竹村泰子君登壇、拍手)

○竹村泰子君 私は、民主党・新緑風会を代表して、政府提出のいわゆる駐留軍用地特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案について、その提案理由及び概要を説明するとともに、本修正案に対する議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

政府は、特措法の改正を提起するに当たって、土地使用に関して法的空白を招かないためであると説明しておりますが、私自身も国会議員の一人

として、立法院が法的空白をみずから進んで許すことは避けなければならないと信ずるものであります。

しかし、だからといって、今日の事態を招いた第一の責任はどこにあるかをいまいににしてはならないのであります。政府は、二月二十一日の収用委員会における公開審理の開始以来、嘉手納基地を含む十二施設の土地使用について緊急使用の申し立てを行う十分な時間的余裕がありながら、また我が党がその旨の申し入れを行ったにもかかわらず、現行法で許された手続をとらなかつたのであります。その結果、無為無策のまま時間だけが過ぎ、ついに政府は特措法の改正案を提案せざるを得なくなったのであります。事態をここまでこじらせた政府の責任は重大であります。

私は、沖縄県民の多くの方々が特措法の改正に反対しておられるのは、改正案の内容そのものに同意できないという事情はもちろんであります。が、ここに至るまでの政府の対応に強い不満を抱いているからであると考えるのであります。今のまま事態が推移していけば、沖縄県民の政府に対する不信と不満はますます深まり、国と沖縄の関係は抜き差しならない段階に至ることを私は心から憂慮するものであります。

沖縄の本土復帰後二十五周年の記念日を、不信と不満の渦巻く中で迎えることを許してはなりません。本土の人々と沖縄の人々がともに心から祝うことのできる復帰二十五周年の記念日を迎えるためにも、本院においてまず特措法を時限的性格を付す形で修正し、少しでも沖縄県民の気持ちにこたえつつ、これを出発点にして沖縄米軍基地問題の抜本的解決に向けた新たな道筋をつけることに踏み出すべきであります。

政府は、本改正案を提出するに当たり、現在、収用委員会が審理中の案件に限って、正式の使用権原が得られるまでの間、暫定使用を認めるという必要最小限度のものであるとの説明を繰り返してきたわけですが、実際に提出された改正

案は、暫定使用制度と言いつつ、実質的には半永久的な使用制度に变质する危険性をほらんだものであると判断せざるを得ないのであります。

民主党・新緑風会は、特措法を五年間の時限立法にすることによって、沖縄県民の方々が抱いておられる米軍基地の固定化に対する不安を少しでも払拭することができると考えるものであります。これが本修正案を提案する第一の理由であります。

第二の理由は、沖縄の願い、沖縄の思いに少しでもこたえつつも、日本の安全とアジア太平洋の安定を確保する上で日米安保条約を堅持することが必要であるとの認識に基づき、安保条約の円滑な運用に支障を来すような法的空白状態を生じさせることは避けなければならないと確信するからであります。

そして第三の理由は、修正された法律の有効期限である五年という期間において、沖縄米軍基地の整理・縮小、沖縄県から強い御要望のある日米地位協定の改善、地域振興策の充実などの重要課題について、政府が集中的に取り組むことを促したいと考えるからであります。

これらの沖縄の抱える諸懸案の解決については、民主党として去る八日に自民党と五項目の合意書を交わしたところであります。この中において両党は、在沖縄米軍を初め在日米軍の兵力構成・レベルについて、日米両政府間で緊密に継続的に協議することを政府に努めさせることで合意いたしました。日米政府間においては、周辺情勢が不安定という理由で沖縄の海兵隊の段階的削減を話題にすることすら避けられている現状を見れば、両党間でこうした合意がなされたことは極めて重要な意味を持つものであると考えるものであります。

この五項目提言はそのための一歩であり、民主党・新緑風会は、今後さらに政府・与党との協議を通じて、沖縄の海兵隊の段階的削減・撤退を初め、提言の具体化に全力を挙げる決意であること

を最後に申し述べ、政府提出の駐留軍用地特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案についての提案理由といたします。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 傍聴席は静粛にしてください。

○議長(斎藤十朗君) 討論の通告がございます。順次発言を許します。野間起君。

(野間起君登壇、拍手)

○野間起君 私は、自由民主党及び新党さきがけを代表いたしまして、日米地位協定の実施に伴う駐留軍用地特別措置法の一部を改正する法律案に賛成、同法案に対する修正案に対し反対の討論を行います。

平和の維持と国民の安全の確保は、国民がひとしく希求し、国家としての最大の役割であります。

近年、国際情勢は、冷戦構造が崩壊したとはいえ、世界各地においていまだ武力対立が見られ、朝鮮半島を初め日本周辺地域の情勢は、不安定、不確実な状況にあります。

このような中において、日米安全保障は、日本の安全、アジア太平洋地域の平和と繁栄を維持していく上で極めて重要な枠組みであります。

米軍の施設・区域は、その中心的な役割を果たしており、その安定的使用を確保することが日米安全保障条約上の義務として不可欠となっております。

他方、米軍基地の七五％が沖縄県に集中し、住民の生活や地域振興に大きな影響を及ぼしている現状を踏まえ、今までは沖縄の負担を軽減するため誠意を持って最大限取り組んできたが、嘉手納飛行場等十二施設のの一部土地について、駐留軍用地特措法に基づく使用権が五月十四日に期限切れを迎えるという重大な段階に差しかかるに至りました。

このため、政府はこの四月三日に特措法の改正を閣議決定しましたが、これは、今まで大田知事

を初め沖縄県民との信頼関係を大切にしてくるべく、努力してきた中で、慎重な検討と熟慮を重ね、国の安全保障に責任を持つために、大局に立つてぎりぎりの決断がなされたものであります。

本法律案における改正の措置は、このように、安保条約に基づく義務を履行する観点から、継続使用する必要がある土地等で裁決を申し立てているものについて、損失の適正な補償のもとに暫定使用を行うことを主な内容とするものであります。

すなわち、いわゆる無権限の事態を回避するための必要最小限の措置として、法上、安全保障上不可欠の法改正であります。

以下、賛成の主な理由を申し述べます。

賛成の第一の理由は、国家間の信用維持であります。

沖縄におきましては、米軍用地として、政府が民間並びに自治体の土地約一万五千六百九十三ヘクタールを地主から賃借しておりますが、現在、このうち九九・八％の土地並びに二万九千五百四十四名の地主につきましては契約更新の手続は終わっているものであります。ところが、三千七十八名が所有したしております約三十八ヘクタールの土地につきましては地主が契約更新を拒否いたしました。このうち二千九百六十五名、九六・三％は、いわゆる一坪共有地主と言われる米軍基地に反対をする人々であります。

嘉手納飛行場を初め十三施設にわたるこれらの土地は、日本の安全保障体制を支える基礎的な条件として、国が賃借によって使用権原を確保して米軍に使用させているものであります。その土地について国が使用権原を失い、無権限状態に陥るといふことになれば、不測の事態も懸念され、日本という国の統治能力が問われても仕方がないといふことになります。

米国から見れば、日本は同盟国として最も基礎的な義務をも果たさない無責任な国あるいは不安な国に映るであらう。また、周辺諸国は、

日米安全保障体制あるいは日本の安全保障戦略そのものの、その最も基礎的な部分にすぎ間があることを目撃し、軍事的、政治的にさまざまな評価をめぐらすことでありましょう。つまり、このような事態は、日本という国家の信用と能力評価に重大な影響を及ぼしかねないのであります。

ゆえに、今回の措置は、日米安全保障体制、日米国家間の信頼関係をより確固とするものと確信し、賛意を表するものであります。

賛成の第二の理由は、我が国のみならず、アジア太平洋地域の安全保障に貢献するという点であります。

昨年四月、橋本総理とクリントン大統領による共同宣言におきまして、我が国の安全、アジア太平洋地域の平和と繁栄を図る上で、日米安保体制がこれまで同様重要な役割を果たしていくことを確認するとともに、将来に向けての両国の協力の出発点であることをうたったものであります。

このように、我が国、アジア太平洋地域の平和、日米の協力関係のために、日米安全保障体制のより円滑かつ効率的な運用を図ることが重要であり、今回の改正は正しい選択として高く評価できるものであります。

賛成の第三の理由は、憲法上疑義がないということであります。

今回の法改正は、収用委員会の裁決により使用権原を得るまでの期間、その暫定使用を可能にしようとするものでありますが、これをもって憲法第二十九条に言う財産権の侵害に当たるとの意見が一部に見られます。しかし、憲法第二十九条三項には、「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができ」とも規定をいたしております。

○議長(斎藤十朗君) 傍聴人は静粛に願います。ちょっとお待ちください。

傍聴人は静粛に願います。

傍聴人の退出を命じます。監視、執行。

平成九年四月十七日 参議院会議録第十九号

議事を妨害した傍聴人の退場を命じます。

監視の執行を命じます。——議事を続けます。

野間君、発言を続けてください。

○野間君(統一) 米軍基地用地の使用は、安全保障体制のため最も公共性の高いものであり、しかも、暫定使用期間中の適正な補償のため損失補償金相当額をあらかじめ供託することとしており、今回の改正は憲法上何ら疑義を生ずるものではないことは明白であります。

以上、本法律案に賛成をする主な理由を述べましたが、今後、沖縄の重い負担をいかに軽減し、県民の御苦労に報いていくか、重大な優先課題として国を挙げて取り組んでいかなければなりません。

橋本総理は、昨年九月、沖縄の痛みを国民全体で分かち合うことがいかに大切であるかを痛感いたしております。この談話を発表されました。沖縄の負担を軽くするためには、米軍基地の整理・統合・縮小がどうしても必要であり、SACOの最終報告の着実な実施を初め、国民の理解と協力を得つつ、最大限の努力をしていかなければなりません。

沖縄県では、来るべき二十一世紀に向けて、平和、共生、自立を基本理念とするグランドデザインとして国際都市形成構想を示しております。こうした沖縄県の施策に配慮し、経済の自立の発展の基盤を整備し、県民が安心して暮らせる生活環境をつくるための新たな沖縄振興策が講じられることを強く要望いたします。

本日たまたま、駐留軍用地特別措置法の一部を改正する法律案が採決の運びとなりました。ここに至るまでには、日米安全保障の意義、その安全保障体制のあり方、沖縄の過重な負担の解決策等について真剣に議論をいたしてまいりました。これにより本改正案が圧倒的な多数の御賛同を得て、我が国の将来にとって正しい選択がなされることを強くお訴えして、私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 照屋寛徳君。

(照屋寛徳君登壇、拍手)

○照屋寛徳君 私は、社会民主党・護憲連合を代表し、政府提出のいわゆる米軍用地収用特別措置法改正案並びに民主・新緑風会提出の修正案に反対の立場で討論を行います。

ことは、日本国憲法施行五十周年、沖縄の祖国復帰二十五周年の歴史的節目の年に当たります。平和憲法五十年の歴史のうち、沖縄には二十五年間の長きに及んで憲法が適用されず、無憲法状況下にありました。一九四五年から一九七二年五月十五日の復帰までの間、沖縄県民はアメリカの軍事支配下に置かれ、日本国民でありながら憲法の保護を受けられず、基本的人権はじゅうりんの往來の自由すら許されませんでした。

さて、本改正案の背景にある在沖米軍基地問題を正しく理解し、その有効な解決策を樹立するには、沖縄戦とそれに続くアメリカの植民地的軍事支配にさかのぼる必要がございます。

五十二年の夏、沖縄では日本で唯一の地上戦が展開され、二十万余のとうとう命が犠牲になりました。鉄の暴風とも、ありつたけの地獄を集めたような戦争であったとも言われる悲惨な沖縄戦でありました。沖縄戦は、本土防衛、国体護持の捨て石であったのであります。

現在、沖縄に存在する膨大な米軍基地は、その大部分が米軍の沖縄占領後に米軍の一方的な軍事力によって接収されたものであることは疑うべくもない歴史的事実であります。

すなわち、一九四五年六月二十三日、日本軍の組織的戦闘行為が終了するや、米軍は住民を十数カ所の収容所に収容し、みずから軍事基地として必要な土地を好きなだけ囲い込み、基地建設を進めたのであります。かかる米軍の土地接収は、国際法に違反する不法なものであります。

一九五二年四月二十八日の対日平和条約の発効により、日本は独立国家、主権国家として出発

いたしました。ところが、沖縄は、日本の独立の捨て石にされ、引き続きアメリカの軍事支配下に置かれたのであります。

対日平和条約発効後、アメリカは、布令九十一号「契約権」、布令百九号「土地収用令」などの布令、布告を乱発し、形式的には合法的装いを凝らしながら、実際には「銃剣とブルドーザー」という言葉に表現されるような暴力的、強権的な土地接収を行ったのであります。

一九七二年五月十五日、沖縄の祖国復帰が実現いたしました。県民が復帰に託したのは、平和憲法のもとに帰ることでありました。ところが、復帰と同時に日米安保条約が沖縄にも適用され、復帰前にアメリカ軍が不法に接収した軍用地は返還されませんでした。それどころか、政府は、公用地暫定使用法、位置境界明確化法など、違憲の疑いが強い、しかも沖縄だけに適用される特別法を制定し、強制使用を継続したのであります。

沖縄は国土面積のわずか〇・六％の小さな島です。だが、沖縄には百二十八万人の人々が住んでおるのであります。その沖縄に在日米軍基地の七五％が集中しております。日米安保条約や地位協定には、沖縄に米軍基地を置くとは定めておりません。なぜ沖縄にたくも膨大な米軍基地を押しつけるのでしょうか。

沖縄は、戦後五十二年間、我が国の防衛や安全保障の犠牲や負担を強いられまいりました。もうこれ以上は犠牲や負担に耐えられないというのが県民の率直な気持ちであります。

米軍用地収用特措法は、政府が軍用地を確保してアメリカ政府に提供する法律であり、土地収用法の特別法であります。

日本国憲法第二十九条は、財産権を不可侵の権利として保障しております。現行土地収用法は、憲法第二十九条三項、同九十二條を受けて、行政権の一方的な使用認定によつては権原の取得を認めず、必ず中立公正な独立行政委員会である収用委員会での慎重な公開審理と裁決を義務づけてお

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

り、これによって憲法が定める国民の財産権保障と公共の利益との調整を図っております。

今回の改正案は、収用委員会の裁決を経ることなく、内閣総理大臣の使用認定、防衛施設局長の裁決申請のみによって強制使用が可能となり、行政機関の一方的認定だけで財産権が制限される制度を新たにつくることになるのです。よって、憲法二十九条に違反することは明白です。同時に、収用委員会の権限と存在そのものを形骸化し、現行土地収用法を否定するものと言わざるを得ません。

一方、改正案は、県収用委員会が却下裁決をした場合、国が建設大臣に審査請求を行った場合は、棄却、却下の裁決の日まで暫定使用を認める条項を設けました。しかも、この場合の暫定使用は明確な期限の定めもないのでありますから、米軍用地については実質的に政府の思うがままに強制使用が可能となるのです。

また、改正案附則二項は、沖縄県に所在する楚辺通信所のみに適用される規定であります。しかも、政府が一年余も続けた不法占拠を合法化するものであり、法律不遑及の原則に違反するといつても過言ではありません。このことは、改正案附則三項で、同土地について、行政行為の適法性を前提に、受けた損失を補てんとするとして定めていることから明らかであります。

このように改正案は、憲法十四條、憲法三十一條、憲法九十五條にも違反するものであり、実質的には沖縄のみに適用され、沖縄に対する差別立法であることを強調したいと思ひます。

沖縄における世論調査では六〇％以上が特措法改正に反対しており、基地所在市町村二十五のうち二十三の首長が反対しておられるのです。

復帰後二十五年度の間に、本土では約六〇％の米軍基地が返還されましたが、在沖米軍基地はわずかに一五％しか返還されておられません。日米安保を強調し、国益、国策の名において本改正案の必要性を説くのであれば、沖縄の基地を政府の責任

で本土に移転すべきであります。ましてや、沖縄県民の九〇％以上が希望している海兵隊の削減、撤退について政府はアメリカに要求しないというのでありますから、本土が引き受けるべきは当然でありましよう。

もし、本法案が参議院でも通過するならば、多くの県民は「平成の琉球処分」と受けとめるでございましょう。同時にそれは、日本の法治主義、民主主義の崩壊を意味するものであります。本法案は、沖縄の米軍基地を固定化し、民主主義の名において沖縄を差別し、沖縄県民に犠牲を強いるものであり、到底容認できません。

なお、修正案は、指摘した政府原案の問題点を解消するものではなく、賛成できません。

最後に、私は、沖縄返還の国会議員の一人として、沖縄返還国会の折に決議された沖縄の米軍基地の整理・縮小が確実にして具体的に実行されることを政府に強く求め、議員各位の御理解を訴えるものであります。同時に、沖縄の振興策については、基地問題とは別に政府の責任で強力に推進されるべきものであることを申し添えて、討論を終わります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 鈴木正孝君。

(鈴木正孝君登壇、拍手)

○鈴木正孝君 私は、平成会を代表いたしましたし、ただいま議題となりました駐留軍用地特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、原案賛成、修正案反対の討論をいたします。

日米安保条約は、我が国の安全保障の根幹であり、その重要性については国民のひとしく理解しているところであります。そして、米軍の駐留は、我が国の安全保障のみならず、アジア太平洋地域の平和と安定のためにも必要不可欠であります。そのため、駐留米軍の基地用地を確保することは、我が国と米国の同盟関係の信義の上からいふべきことながら、東アジア全体のためにも極めて重要な事柄であります。このような駐留米軍の基地用地が法に基づいて確保されないということ

は、法治国家として甚だ遺憾なことであるとも、我が国の国際的な信用を揺るがす大問題であると考え次第であります。

このような観点に立つたとき、基地用地の使用期限切れのぎりぎりのところで、法にのっとりた土地使用権原が得られそうもないということと急遽本法案を提出してきた政府の態度は問題と言ふほかはなく、土地使用の手続に着手した村山内閣以来の政府の対応については厳しく非難されなくてはなりません。村山内閣において職務執行命令の手続に速やかに入っていれば、こうした事態はあるいは避けられたのではないかと、そういう思いが強いという重大案件についての政府の対応のまづき、見通しの甘さが今日の混乱を招いたことをこの際改めて強く指摘する次第であります。

しかし、今回の法改正を行わない場合、駐留軍用地の使用期限が切れ、その使用につき権原がなくあることは明白であり、このような事態を避け、あるいは既に使用期限が切れてしまった土地についても暫定的に使用権原を与えて、法律によらない土地の占拠を回避することは法治国家として最低限な責務を回避することと考えます。もとより、こうした緊急避難的な法改正は、我々の主張する安定した駐留米軍への土地提供制度の考え方とは違つております。

しかし、昭和五十二年五月十五日に公用地暫定措置法の適用期限が切れ、その後の立法手当てがおくれたため、駐留軍用地等の使用権原について四日間の空白期間が生じ、沖縄において大きな混乱が起きたという過去の出来事も踏まえ、シビリアンコントロールの立場からも、事安全保障や防衛に関する事柄についてはいささかの法的空白も許されないということを既に私どもは学んでいるのであり、今回、政府に土地の使用権原を与え、駐留軍基地という重要な施設・区域での重大な混乱を回避することは、私ども立法府にある人間の責任であります。

そして、去る四月二日及び三日に行われました新進党小沢党首と橋本自民党総裁との会談において、国が日米安保条約の義務履行に最終的な責任を負うこと、沖縄県民の負担を全国民が担うべきという考えに基づき沖縄基地問題を解決すべきこと、駐留軍用地使用問題については国が最終的には責任を負う仕組みを誠意を持って整備することの三項目の合意がなされました。

我々は、こうした合意を評価するとともに、先ほど述べました情勢認識や法的根拠ののりつた駐留米軍基地用地の円滑な使用、さらには土地の所有者への適正な補償を行うという憲法上の必要性も考慮して、今回の法改正に賛成するものであります。

なお、最後に二点ほど申し上げます。

まず第一は、駐留軍用地のように安全保障という国家の根幹にかかわる土地の使用については、あくまでも国が責任を持つて一貫して対応できる制度につき、本特別委員会及び昨年五月の本案議決点につき、本特別委員会及び昨年五月の本案議決点において再三主張してまいりました。

現行法におきましては、使用認定という入り口の部分は内閣総理大臣が行いますが、裁決については都道府県の収用委員会が行うこととなつております。しかし、収用委員会が存在しない場合は機能不全に陥る可能性は否定できず、その場合、国として責任を全うすることはできなくなるわけでありまう。

こうした法制度上の問題点の指摘に対しましては、本特別委員会、地方分権推進における機関委任事務の見直し問題とも絡むという旨の答弁をいただきました。今すぐ法改正に着手することは、目下、法体系全体の整備を検討中ということであれば難しいことではあるかもしれませんが、事は国の基本問題にかかわることであり、さきの会談でも、国が最終的に責任を負う仕組みにつき誠意を持って整備する旨の合意がなされております。

政府に對しましては、機關委任事務の見直し問題が決着いたしましたならば、速やかに國家の安全保障にかかわる土地の使用に関する法制度の抜本的な改革をするよう強く要望いたします。

最後に、委員會議におきまして「沖繩の心」という言葉がしばしば出てまいりました。もとよりこの法律案は沖繩のみの特別立法ではありませんが、この法律により沖繩の方々には多くの御苦勞をさらにおかけすることもまた厳然たる事實であります。さきの大戦での言葉に尽くすことのできない大きな被害、その後二十七年間、米國の施政下にあったこと、現在でも沖繩本島の約二〇％が米軍基地であり、これが日本にある米軍基地の約七五％に当たることを考えるにつけ、我々國會にある者は、こうした沖繩の御苦勞に少しでもこたえる施策を進めるよう努力しなければならぬと思いを新たにいたすわけであります。

今や、多くの言葉ではなく、着実かつ確実な行動が求められてゐるのであります。

沖繩県民の負担を全國が担うという大きな考え方のもとに、政府は現在、県道一〇四号線越えの米軍射撃訓練の本土移転を推進しようとしております。これはぜひとも一日も早く実現しなければならぬ重要な事柄と考えますが、また、それぞれの受け入れが検討されている地元住民の御理解と御協力を得るために、政府には最大限の努力をお願いしたいと思ひます。さらには、果敢な制度改革を伴う沖繩振興策の推進といった多くのなすべきことを、速やかにそして着実に進めることを強く求めまして、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 上田耕一郎君。

〔上田耕一郎君登壇、拍手〕

○上田耕一郎君 私は、日本共産黨を代表して、米軍用地収用特別措置法の一部改正案並びに民主黨・新緑風會提出の修正案に対する反對討論を行います。

まず私は、憲法違反の本法案を十分な審議を尽くさず、しかも我が黨などの反對を押し切つて、

本會議の定例日でない日にあえて緊急上程を強行したことに對して、強い抗議を表明するものであります。

衆參兩院の審議において、日本共産黨が徹底的に追及し、政府答弁によつても明らかにしたことは、本法案が、財産権不可侵を初め憲法が規定しているあらゆる保障をじゅうりんして、沖繩県民の貴重な土地を駐留米軍に對して事實上無期限に提供できる仕組みをつくらうとする言語道斷の強制使用永久化法案にほかならないということでありました。

政府は、使用継続をねらう十三施設三十六ヘクタールの土地は、少數の反戦地主の土地にすぎず、二万九千人の軍用地地主は土地提供に賛成しており、安保条約に基づく私有地提供は、「正當な補償の下に、これを公共のために用ひることができるとした憲法第二十九條第三項の要件を満たしているかのように繰り返してゐます。

しかし、今回の改悪は全地主が対象であります。しかも、沖繩の約三万人の地主の中には、初めから土地提供を承諾した地主は一人もおりません。このことは、一九五三年十二月の米政府第二十六号布告が、「書面による契約締結の交渉に努めたが成功しなかつた」と認め、その土地賃借を黙契、インプライドリース、つまり暗黙の契約という意味です。によるものとし、「無償で私有地を継続使用することは、合衆國憲法に反し」と自認していたことでも明瞭であります。

一体、なぜこのような違憲の法律が必要なのでしょう。

それは、何よりもまず、沖繩の米軍基地が本土とは全く異なつた成り立ちと構造を持った、國際法違反、憲法違反の軍事基地だからであります。七〇年六月、沖繩市町村軍用地地主連合會の「軍用地復元補償の問題点」は次のように訴へていました。「米軍は占領後、私有財産権を一切無視して無償で軍用地の囲い込みによる収用を行い、日本がポツダム宣言を受諾して降伏し、戦闘行為が

終了して休戦状態に入つてから後も、従来の使用状態を変更しなかつたばかりか土地接収をも行つた。これは明らかに國際法違反行為である」。

このように沖繩の米軍基地は、悲惨な沖繩戦直後、県民を十二の収容所に囲い込んだ後、ハーグ陸戦法規を無視して無償強奪した土地と、講和条約締結後の新たな米軍占領のもとで、對ソ、對中國の核基地化のために「銃剣とブルドーザー」で無償強奪した土地に建設されたものであります。七二年の施政権返還の際、この米軍基地に日本國憲法と日本の法律を適用することは本質的に不可能であり、だからこそ政府は、まず違憲の特別立法、沖繩公用地法をつくり、それが破綻したため、次に二十年間死文化していた米軍用地収用特別措置法を持ち出さざるを得なかつたのであります。

今回、大改悪が強行されようとしてゐる特別措置法の本法自体がそもそも憲法前文と第九條の平和原則をじゅうりんした違憲の法律であります。戦前の土地収用法は第二條で「収用または使用することを得る事業」の筆頭に「國防その他軍事に関する事業」を挙げていました。戦後、新しい土地収用法が審議された際、五一年の衆議院建設委員會で建設省の渋谷管理局長はこの「軍事に関する事業」は「新憲法のもとにおきましては、當然不適当であると考えられますので、これは廃止することにしたしてあります」と答弁してゐます。新憲法のもとでは、自衛隊たと外國軍隊たとを問わず、軍事のための土地の収用、使用はすべて廃止されたのであります。

ところが、その後日米安保条約が締結されたため、政府は五二年に米軍用地特措法制定を強行いたしました。これが、主権を放棄した対米従属のもとで、憲法前文と第九條をじゅうりんした法律であることは論議の余地は全くありません。沖繩県民の闘いによつて、この特措法もまた破綻し、國による不法占拠状態が現実のものとなつたとき、政府と國會が果たすべき責務は何だつた

でしょうか。

それは、二十七年間の異國支配という沖繩県民の苦しみを國民全体の苦しみとして受けとめ、ソ連崩壊後の世界的軍縮の方向と世界に誇る憲法の平和原則に沿つて、海兵隊撤退、沖繩米軍基地の縮小と全面返還を目指し、アメリカ政府との真剣な國民的交渉を開始することであつたはずであります。

ところが政府は、全く反對に、日米安保共同宣言による日米軍事同盟の拡大強化と特措法改悪による沖繩米軍基地永久化の道を選んだのであります。まさに反國民的選択であると厳しく糾弾せざるを得ません。

今回の特措法の大改悪は違憲に違憲を重ねたものであります。

第一に、それは憲法第二十九條「財産権は、これを侵してはならない」に真っ向から違反してゐます。

我が黨の志位書記局長、筆坂參議院議員らが詳論したように、國家權力による侵害から國民の財産権を守るといふ憲法の要請により、土地収用法は、政府から獨立した都道府県の土地収用委員會という機關を設けて「公共の福祉」について判断する権限をも与え、土地調査の公告と縦覧、審理の公開など極めて厳密な手続を規定してゐます。この土地収用委員會の裁決がなくても、使用期限が切れても、さらには裁決申請が違法として却下されても、國家による土地の暫定使用が認められるとする今回の改悪が、憲法上の要請にこたへた土地収用委員會の権限と機能、その手続の完全な形骸化を図るものであることは歴然たるものがあります。

第二に、今回の改悪は、適正手続を定めた憲法第三十一條を踏みにじり、法治國家の実を失わせるものであります。

大森内閣法制局長官は、三十一條は直接には刑事手続における適正手続を求めたものだが、この精神は行政手続にも押し及ぼされると答弁して

平成九年四月十七日 参議院會議録第十九号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

ます。かつて沖繩米軍基地との共生、共存を説いたことのある宝珠山前防衛施設庁長官でさえ、三月二十八日付琉球新報で、「手続き中の事案に途中で法を改正して適用するのは、スポーツの試合の途中でルールを一方に有利なものに変更するにも等しいことで法治国家としてわがままではないかと語っているではありませんか。

第三に、この邪悪な矛先が実際に沖繩にこそ向けられていることを一体だれが否定できるでしょうか。したがって、本改悪案は、「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない」という憲法第九十五條の規定に違反した沖繩県民に対する事実上の差別立法にほかなりません。

憲法第四十一條で「国権の最高機関」と定められている国会は、翼賛国会となるのではなく、みずからの責務と誇りを持って、違憲立法米軍用地収用特措法の上に、違憲に違憲を重ねる今回の法改悪を毅然として否決すべきであることを主張して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。まず、竹村泰子君提出の修正案の採決をいたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 少数と認めます。

よって、本修正案は否決されました。

次に、原案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。(拍手)

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十四分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長 斎藤 十朗君
副議長 松尾 官平君

田村 公平君	栗原 君子君
小山 峰男君	魚住裕一郎君
渡辺 孝男君	末広真樹子君
山口 哲夫君	釘宮 馨君
福本 潤一君	大森 礼子君
椎名 素夫君	矢田部 理君
北澤 俊美君	西川 玲子君
山本 保君	加藤 修一君
江本 孟紀君	益田 洋介君
平田 健二君	林 久美子君
和田 洋子君	鈴木 正孝君
市川 一朗君	水島 裕君
岩瀬 良三君	小林 元君
石田 美栄君	山崎 順子君
都築 讓君	荒木 清寛君
浜四津敏子君	直嶋 正行君
寺澤 芳男君	統 訓弘君
武田 節子君	牛嶋 正君
泉 信也君	白浜 一良君
勝木 健司君	猪熊 重二君
星野 明市君	木暮 山人君
広中和歌子君	片上 公人君
及川 順郎君	鶴岡 洋君
永野 茂門君	長谷川道郎君
芦尾 長司君	水野 誠一君
上吉原一天君	大野つや子君
常田 享詳君	奥村 展三君

堂本 曉子君	岩永 浩美君	青木 幹雄君	下稻葉耕吉君
依田 智治君	山崎 力君	上杉 光弘君	宮崎 秀樹君
高野 博師君	阿曾田 清君	久世 公義君	香掛 哲男君
鈴木 政二君	田浦 直君	倉田 寛之君	高木 正明君
武見 敏三君	海野 義孝君	遠藤 要君	大木 浩君
戸田 邦司君	高橋 令則君	村上 正邦君	坂野 重信君
今泉 昭君	小山 孝雄君	井上 吉夫君	岩崎 純三君
北岡 秀二君	龜谷 博昭君	井上 裕君	太田 豊秋君
釜本 邦茂君	横尾 和伸君	笠原 潤一君	照屋 寛徳君
山下 栄一君	平野 貞夫君	大脇 雅子君	上山 和人君
二木 秀夫君	鴻池 祥肇君	畑 恵君	馳 浩君
石渡 清元君	鎌田 要人君	日下部清代子君	谷本 嶺君
寺崎 昭久君	木庭健太郎君	中島 眞人君	中原 爽君
足立 良平君	田村 秀昭君	長峯 基君	大淵 綱子君
松浦 孝治君	野沢 太三君	瀬上 貞雄君	景山俊太郎君
永田 良雄君	鈴木 貞敏君	海老原義彦君	阿部 正俊君
平井 卓志君	林 寛子君	椿崎 泰昌君	清水 澄子君
吉田 之久君	大久保直彦君	成瀬 守重君	大島 慶久君
世耕 政隆君	林田悠紀夫君	坪井 一子君	真島 一男君
鈴木 省吾君	野村 五男君	佐藤 泰三君	河本 英典君
西田 吉宏君	服部三男雄君	梶原 敬義君	小野 清子君
上野 公成君	岡 利定君	志村 哲良君	木宮 和彦君
山本 一太君	三浦 一水君	浦田 勝君	石井 道子君
松村 龍二君	保坂 三蔵君	守住 有信君	真鍋 賢二君
平田 耕一君	林 芳正君	青木 新次君	宮澤 弘君
塩崎 恭久君	吉村剛太郎君	嶋崎 均君	板垣 正君
薄手 顯正君	山崎 正昭君	松浦 功君	岡野 裕君
加藤 紀文君	谷川 秀善君	大河原太一郎君	岡部 三郎君
狩野 安君	関根 則之君	田沢 智治君	志苦 裕君
尾辻 秀久君	矢野 哲朗君	国井 正幸君	齋藤 勤君
松谷蒼一郎君	佐藤 静雄君	小川 勝也君	西川 潔君
野間 勉君	南野知恵子君	山下 芳生君	朝日 俊弘君
鹿熊 安正君	陣内 孝雄君	峰崎 直樹君	中尾 則幸君
斎藤 文夫君	中曾根弘文君	島袋 宗康君	笠井 亮君
石川 弘君	須藤良太郎君	渡辺 四郎君	前川 忠夫君
片山虎之助君	清水嘉子君	今井 澄君	川橋 幸子君
吉川 芳男君	竹山 裕君	山田 俊昭君	阿部 幸代君

穰

補欠

金

阿

補欠

岩

海

補欠

釜

鈴

保

特別委

土地

—

補欠

松

青 木

吉 注

是

一五五

圖書

四、实施

112

の賢

○

079

職後の
名の

1

職

1

同日外

三十一回

9

出の

任命

1

外務大臣官房領事 移住部長事務代理	小島 高明君
外務省經濟局長	野上 義二君
大臣から議長宛、外務大臣官房領事 代理小島高明君外一名(同日議長承 占十回国会政府委員に任命した旨の した。	
長において、次のとおり常任委員の その補欠を指名した。	
員	補欠
菅川 健二君	小林 元君
任	補欠
小林 元君	菅川 健二君
山下 栄一君	山下 栄一君
西川 玲子君	西川 玲子君
竹村 泰子君	菅野 茂君
陣条約の実施に伴う土地使用等に關 補欠を指名した。	補欠
員	補欠
鈴木 正孝君	海野 義孝君
田村 秀昭君	高橋 令則君
清水 澄子君	照屋 寛徳君
吉川 春子君	橋本 敦君
の補欠を指名した。	
経済に關する調査會委員	補欠
金田 勝年君	中原 爽君
三浦 一水君	阿部 正俊君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

日米安全保障条約の実施に伴う土地使用等に関する特別委員

辞任	補欠
海野 義孝君	鈴木 正孝君
高橋 令則君	田村 秀昭君
橋本 敦君	吉岡 古典君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国民生活・経済に関する調査会委員

辞任	補欠
阿部 正俊君	三浦 一水君
中原 爽君	金田 勝年君

同日議員から次の質問主意書が提出された。

浜岡原子力発電所の耐震性に関する質問主意書
(山口哲夫君提出)

同日内閣総理大臣から議長宛、同日内閣官房内閣外政審議室長兼内閣総理大臣官房外政審議室長平林博君の第四百四十回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣官房内閣外政審議室長事務代理 兼内閣総理大臣官房外政審議室長事務代理	東 良信君
同日内閣総理大臣から議長宛、内閣官房内閣外政審議室長事務代理兼内閣総理大臣官房外政審議室長事務代理東良信君(同日議長承認を、第四百四十回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。	

本日議員から次の修正案が提出された。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第八条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措

置法の一部を改正する法律案に対する修正案
(竹村泰子君提出)

本日委員長から次の報告書が提出された。
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び
安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並び
に日本国における合衆国軍隊の地位に関する協
定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措
置法の一部を改正する法律案(閣法第八十一号)審
査報告書

審査報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及
び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域
並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関
する協定の実施に伴う土地等の使用等に関す
る特別措置法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
平成九年四月十七日

日米安全保障条約の実
施に伴う土地使用等に
関する特別委員長
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、日米安全保障条約に基づく義務
を的確に履行するため、我が国に駐留するア
メリカ合衆国の軍隊の用に供するため所有者等
の同意又は日本国とアメリカ合衆国との間の相
互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及
び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位
に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関
する特別措置法の規定により使用されている土
地等で引き続き駐留軍の用に供するためその使
用について同法第五條の規定による認定があつ
たものについて、その使用期間の末日以前に必

平成九年四月十七日 参議院會議録第十九号

要な権利を取得するための手続が完了しないとい
きは、当該手続が完了するまでの間、適正な補
償の下でこれを暫定使用することができると
とするものであつて、おおむね妥協な措置と認
める。
なお、別紙の附帯決議を行つた。
一、費用
本法律案施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、沖縄県に米軍基
地が極度に集中している実態とこのことが県民生
活に様々な影響を及ぼしていることにかんがみ、
次の事項について適切な措置を講ずるべきであ
る。

一、日米安保条約の義務を果たすべく、沖縄県民
の負担を全国民が担うとの考え方に基き、在
沖米軍基地問題に最大限の努力を払ふこと。
二、沖縄に関する特別行動委員会(SACO)にお
ける合意事項の推進に当たっては、着実かつ迅
速に実施するよう努めること。また、引き続き、
米軍基地の整理・統合・縮小等に全力で取
り組むこと。
三、アジア・太平洋地域の安定のための外交努力
を行うとともに、米軍の兵力構成を含む軍事態
勢について、継続的に米政府と協議すること。
四、沖縄振興策等の立案、実施に当たっては、沖
縄の歴史的、地理的特性を活かし、制度・予算
を含め、積極的に取り組むこと。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及
び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域
並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関
する協定の実施に伴う土地等の使用等に関す
る特別措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よつて国会法第八十三條により送付する。
平成九年四月十一日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及
び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域
並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関
する協定の実施に伴う土地等の使用等に関す
る特別措置法の一部を改正する法律案
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力
及び安全保障条約第六條に基づく施設及び
区域並びに日本国における合衆国軍隊の地
位に関する協定の実施に伴う土地等の使用
等に関する特別措置法の一部を改正する法
律

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び
安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並び
に日本国における合衆国軍隊の地位に関する協
定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措
置法(昭和二十七年法律第四十号)の一部を次のよう
に改正する。
本則に次の三條を加える。
(認定土地等の暫定使用)

第十五條 防衛施設局長は、駐留軍の用に供する
ため所有者若しくは関係人との同意又はこの法
律の規定により使用されている土地等で引き続き
駐留軍の用に供するためその使用について第
五條の規定による認定があつたもの(以下「認定
土地等」という。)について、その使用期間の末
日以前に前條の規定により適用される土地収用
法第三十九條第一項の規定による裁決の申請及
び前條の規定により適用される同法第四十七條
の第二第三項の規定による明渡裁決の申立て(以
下「裁決の申請等」という。)をした場合で、当該
使用期間の末日以前に必要な権利を取得するた
めの手続が完了しないときは、損失の補償のた
めの担保を提供して、当該使用期間の末日の翌

日から、当該認定土地等についての明渡裁決に
おいて定められる明渡しの期限までの間、引き
続き、これを使用することができる。ただし、
次の各号に掲げる場合においては、その使用の
期間は、当該各号に定める日までとする。
一 裁決の申請等について却下の裁決があつた
とき 前條の規定により適用される土地収用
法第三十條第二項に規定する期間の末日
(当該裁決について同日までに防衛施設局長
から審査請求があつたときは、当該審査請求
に対し却下又は棄却の裁決があつた日)
二 当該認定土地等に係る第五條の規定による
使用の認定が効力を失つたとき 当該認定が
効力を失つた日

2 前項の規定による担保の提供は、防衛施設局
長において、同項の規定による使用(以下「暫定
使用」という。)の期間の六月ごとに、あらかじめ
自己の見積もつた損失補償額(当該見積額が
当該認定土地等の暫定使用直近の使用に係る
賃借料若しくは使用料又は補償金の六月分に相
当する額を下回るときは、その額とする。)に相
当する金額を当該認定土地等の所在地の供託所
に供託して行うものとする。

3 防衛施設局長は、前項の規定による供託をし
たときは、総理府令で定めるところにより、遅
滞なく、その旨を収用委員会及び当該認定土地
等の所有者又は関係人に通知しなければならない。
4 防衛施設局長は、認定土地等の所有者又は関
係人の請求があるときは、政令で定めるところ
により、次条第一項の規定による損失の補償の
内払として、第二項の規定による担保の全部又
は一部を取得させるものとする。この場合にお
いて、土地若しくは土地に関する所有権以外の
権利又は建物若しくは建物に関する所有権以外
の権利に対する損失の補償に係る担保について
は、暫定使用が行われた期間に応じて取得させ
るものとする。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

平成九年四月十七日 参議院會議録第十九号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

一〇

5 防衛施設局長は、前項の規定により認定土地等の所有者又は関係人が担保を取得したときは、総理府令で定めるところにより、その旨を収用委員会に通知するものとする。

6 防衛施設局長は、次条第一項の規定による損失の補償を了したときは、政令で定めるところにより、第一項の規定により提供した担保を取り戻すことができる。

7 第一項本文に規定する場合においては、前条の規定にかかわらず、認定土地等の使用に関しては、土地収用法第二百三十三条の規定は、適用しない。

第十八条 暫定使用によつて認定土地等の所有者及び関係人が受ける損失(以下「暫定使用による損失」という。)については、土地収用法第六章第一節中土地の使用による損失の補償に関する規定(第七十二条、第七十三条、第七十四条第二項、第七十八条、第七十九条、第八十条の二、第二項及び第八十一条の規定を除く。)に準じて補償しなければならない。この場合において、損失の補償は、暫定使用の時期の価格(土地若しくは土地に関する所有権以外の権利又は建物若しくは建物に関する所有権以外の権利に対する損失の補償については、その土地及び近傍類地の地代及び借賃等又はその建物及び近傍同種の建物の借賃等を考慮して算定した暫定使用の時期の価格)によつて算定しなければならない。

2 収用委員会は、認定土地等について明渡裁判をする場合において、当該明渡裁判において定める明渡しの期限までの間に暫定使用の期間があるときは、当該明渡裁判において、併せて暫定使用による損失の補償を裁決しなければならない。この場合において、当該明渡裁判において定める明渡しの期限は、当該認定土地等についての権利取得裁決において定める権利取得の時期としなければならない。

3 収用委員会は、前条第四項の規定により認定

土地等の所有者又は関係人が担保を取得したときは、前項の規定による裁決において、防衛施設局長が支払うべき補償金の残額及びその権利者又は防衛施設局長が返還を受けることができる額及びその債務者を裁決しなければならない。

4 土地収用法第九十四条第十項から第十二項までの規定は、第二項の規定による裁決中前項に規定する防衛施設局長が返還を受けることができる額に関する部分については、第十四条の規定により適用される同法第二百三十三条の規定による訴えの提起がなかつた場合に準用する。

第十七条 前条第二項の規定による裁決がされる場合を除き、暫定使用の期間が終了したときは、暫定使用による損失の補償については、防衛施設局長と暫定使用による損失を受けた者との協議しなければならない。ただし、協議をすることができないときは、この限りでない。

2 前項本文の規定による協議が成立しないとき、又は同項ただし書に規定する場合に該当するときは、防衛施設局長又は暫定使用による損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の裁決について準用する。

附則

1 (施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。

2 (経過措置)
この法律による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(以下「新法」という。)第十五条から第十七条までの規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前において、日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍

隊(以下「駐留軍」という。)の用に供するため所有者若しくは関係人との合意又はこの法律による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(以下「旧法」という。)の規定により使用されている土地等を引き続き駐留軍の用に供するためその使用について旧法第五条の規定による認定があつたものについて、防衛施設局長がその使用期間の末日以前に旧法第十四条の規定により適用される土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三十九条第一項の規定による裁決の申請及び旧法第十四条の規定により適用される土地収用法第四十七条の二第二項の規定による明渡裁判の申立てをしていない場合についても適用するものとする。この場合において、施行日においてその従前の使用期間が満了しているにかかわらず必要な権利を取得するための手続が完了していない土地等の暫定使用については、新法第十五条第一項中「当該使用期間の末日以前」とあるのは「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成九年法律第 号)の施行の日前」と、「当該使用期間の末日の翌日」とあるのは「当該担保を提供した日の翌日」とする。

3 防衛施設局長は、前項後段に規定する土地等の暫定使用を開始した場合においては、その従前の使用期間の末日の翌日から暫定使用を開始した日の前日までの間の当該土地等の使用によつてその所有者及び関係人(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う

土地等の使用等に関する特別措置法第十四条の規定により適用される土地収用法第八條第三項に規定する関係人をいう。)が通常受ける損失を補償するものとする。

4 前項の規定による損失の補償については、防衛施設局長と損失を受けた者との協議しなければならない。ただし、協議をすることができないときは、この限りでない。

5 前項本文の規定による協議が成立しないとき、又は同項ただし書に規定する場合に該当するときは、防衛施設局長又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案

右の修正案を提出する。

平成九年四月十七日

提出者

賛成者

朝日	俊弘	伊藤	基隆
小川	淳治	今井	澄
小川	勝也	菅野	茂
小島	幸子	国井	正幸
小島	慶三	齋藤	勲
笹野	貞子	菅野	久光
千葉	景子	中尾	則幸
前川	忠天	松前	達郎
峰崎	直樹	本岡	昭次
葺科	満治		
参議院議長	斎藤	十朗殿	

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第五項を附則第六項とし、附則第四項を附則第五項とし、附則第三項を附則第四項とし、附則第二項中「この法律による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(以下「新法」という。第十五条から第十七条までの)を「暫定使用に関する」に、「この法律の施行の日(以下「施行日」という。を「施行日」に改め、同項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。

(暫定使用に関する規定の失効)

2 この法律による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(以下「新法」という。第十五条から第十七条までの規定(以下「暫定使用に関する規定」という。は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。から起算して五年を経過した日に、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、政令で定める。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第十四号の発送は都合により後日となるため、第十九号を先に発送しました。)

発行所	
大蔵省印刷局	〒一〇五 東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(配本送料別)	本号一部 一〇五円